

第 2 2 4 6 回定例人事委員会の会議結果

- 1 開催日時 平成 2 7 年 3 月 2 4 日 (火) 午前 9 時 1 分から
- 2 開催場所 人事委員会室
- 3 出席者 石川委員長、中矢委員、小俣委員
事務局長ほか事務局職員 6 名
- 4 議事の概要

議案第 1 号 昇任候補者選考実施の件

議案第 2 号 採用候補者選考実施の件

職員任用に関する規則第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、各任命権者から申請のあった昇任候補者及び採用候補者について説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

議案第 3 号 平成 2 6 年改正職員給与条例附則第 5 条等の規定による給料に関する規則の制定の件

山梨県職員給与条例等の一部改正により、平成 2 7 年 4 月 1 日の給料表切り替えに際しての経過措置（現給保障）の対象から除く職員等について、人事委員会規則で定めることとされたことに伴い、現給保障の対象外職員、権衡職員及び人事交流職員等の措置に関する規則を制定するとの説明が事務局からあり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 4 号 山梨県職員の平成 2 7 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則等の制定の件

山梨県職員給与条例等の一部改正により、平成 1 8 年度から平成 2 0 年度までの間に昇給の抑制（毎年度 1 号給抑制）の対象となった職員のうち、平成 2 7 年 4 月に昇給の回復（1 号給）を行う者について、人事委員会規則で定めることとされたことに伴い、平成 1 8 年度から平成 2 0 年度のいずれかに 2 回以上昇給抑制された職員等を昇給回復の対象者とする規則を制定するとの説明が事務局からあり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 5 号 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の営利企業等の従事に係る制限の対象となる地位について、人事委員会規則で定めることとされたことに伴い、従事制限の対象となる地位に関する規則を制定するとの説明が事務局からあり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 6 号 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴う昇格時号給対応表の改正及び平日深夜の勤務に係る管理職員特別勤務手当額の制定並びに平成 27 年 4 月 1 日付けの組織改編等に伴う管理職手当支給区分表の改正等について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり改正することを決定した。

議案第 7 号 地域手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴う地域手当の級地区分の見直し及び支給割合の改正に伴う経過措置並びに平成 27 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う支給地域の見直しについて事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり改正することを決定した。

議案第 8 号 寒冷地手当支給規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正に伴う寒冷地手当の支給地域及び支給公署の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり改正することを決定した。

議案第 9 号 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正の件

山梨県学校職員給与条例の一部改正に鑑み、教職調整額の算定基礎となる給料月額に経過措置額を加える旨の改正を行うとの説明が事務局からあり、審議の結果、原案のとおり改正することを決定した。

議案第 10 号 山梨県人事委員会事務専決規程の一部改正の件

行政事務の能率的な運営を図るため、新たに事務局長専決とする事項の追加等を行うとの説明が事務局からあり、審議の結果、一部字句を追加のうえ、改正することを決定した。

議案第 11 号 人事委員会事務局職員の人事の件

副主査以上の事務局職員の平成 27 年 3 月 31 日付け及び平成 27 年 4 月 1 日付けの人事異動案について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

5 その他

人事委員会委員長の辞任について

石川委員長から、平成 27 年 4 月 2 日付けをもって人事委員会委員長の職を辞任したいとの申出があり、了承した。